

## 協議会の解散について

### 1 要旨

協議会規約第 11 条第 1 項の規定により、当協議会を解散する。

### 2 解散の理由

協議会規約第 2 条に規定する当協議会の事業の目的を達成したため。

### 3 解散の時期

本総会での議決をもって解散する。

### 参考（協議会規約）

第 2 条 協議会は、栃木県、日光市及び関係団体等の連携協力のもと、G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向けた支援を行うとともに、関連する事業の実施により、地域の活性化に資することを目的とする。

第 11 条 協議会は、大臣会合が終了した後、総会の議決を経て解散する。

2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。